

副本

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

控訴人 関西電力株式会社

被控訴人 松田正 外165名

証拠説明書

平成26年7月11日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

〒530-0004

大阪市北区堂島浜1丁目4番16号 アクア堂島西館2階
きっかわ法律事務所(送達場所)

電話 06-6346-2970

FAX 06-6346-2980

控訴人訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田



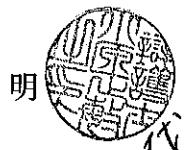
弁護士 今 城 智



〒105-0004

東京都港区新橋2丁目4番2号 新橋アオヤギビル7階
山内喜明法律事務所

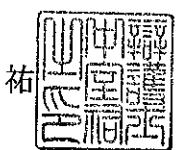
控訴人訴訟代理人 弁護士 山 内 喜 明



〒530-8270

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社

控訴人訴訟代理人 弁護士 中 室



号証	標　目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立　証　趣　旨
乙 43	平成 24 年度 地質関連事象の時間 スケールに応じた不 確実性の検討	写し	H25. 3	独立行政法人 産業技術総合 研究所 深部地質環境 研究コア	日本列島に周囲からどのような力がかかるかを示す広域応力場に関する、西南日本全体の断層活動は、東一西方向の圧縮軸をもつ応力場で、約 50 万年前から大きくは変わっていないとされていること
乙 44	東北電力株式会社女 川原子力発電所にお いて宮城県沖の地震 時に取得されたデータ の分析・評価及び 同発電所の耐震安全 性評価に関する検討 結果について	写し	H17. 12. 22	原子力安全・ 保安院	宮城県沖の地震において、周期によって女川原子力発電所の基準地震動の応答スペクトルを超えることとなつた要因は、宮城県沖近海のプレート境界に発生する地震の地域的な特性によるものと考えられる、との東北電力株式会社の分析・評価について、原子力安全・保安院が妥当なものと判断していること
乙 45	福島第一原子力発電 所事故 その全貌と明日に向 けた提言 －学会事故調最終報 告書－ (抜粋)	写し	H26. 3. 11	一般社団法人 日本原子力学 会 東京電力福島 第一原子力発 電所事故に關 する調査委員 会	日本原子力学会が、他の各事 故調の検討結果も踏まえ、最 新の情報に基づいて取りま とめた報告書においても、東 北地方太平洋沖地震の地震 動による、福島第一原子力発 電所の安全機能に深刻な影 響を与える損傷はなかつた と判断されていること
乙 46	中部圏・近畿圏の内 陸地震に関する報告 (抜粋)	写し	H20. 12	中央防災會議 「東南海、南 海地震等に關 する専門調査 会」	中央防災會議の専門調査會 が取りまとめた報告におい て、活断層が地表で認められ ない地震規模の上限につい て、M6.9 を想定するとされ ていること

乙 47	大飯発電所 3 号機及び 4 号機のアクセスルートについて	写し	H26. 2	控訴人 (1 審被告)	本件発電所のアクセスルートにおいて、盛土及び堆積層が最も厚く分布する箇所でも、液状化及び搖すり込みによる不等沈下量は最大 30cm 程度であり、段差が生じても容易に解消できることから、可搬式設備の運搬やアクセスルートの利用に関して埋戻し土が支障となることはないこと
------	-------------------------------	----	--------	----------------	--